



# 安心の広場 くまもと

NPO 法人成年後見安心サポートネット熊本

理事長 猿渡 純雄

〒860-0847 熊本市中央区上林町1番28号

上通センタービル305号

Tel : 096-288-3292

Fax : 096-288-3293

URL <http://anshin-net.jp>

Email : [anshin-snk@aioros.ocn.ne.jp](mailto:anshin-snk@aioros.ocn.ne.jp)

地域住民の方々の信頼を深めるために  
NPO 法人成年後見安心サポートネット熊本  
理事長 猿渡 純雄

## 一、地域後見の実現をめざして



当法人は平成二十二年二月の設立以来、のろい歩みではありま

すが、一步一步着実に発展していると確信しています。これは、当法人の会員、及び支援者、並びに地域住民の皆様方のご協力とご支援の賜物である、と心から感謝申し上げます。

当法人は「判断能力の不十分な高齢者や障がい者の皆さんが、いつでも、どこでも、容易に成年後見制度を利用して安心した生活を送ることのできる社会を作ろう」という地域後見の実現を目指した活動を行っています。

そのために、平成二十五年度は「個人の尊厳の保持」に関する理解の深化、市民後見人の指導監督ができる人材の育成、事件受託拡大と処理能

力の向上を重点目標として取り組んでいます。

個人の尊厳の保持に関してあらゆる活動の場で、後記するところの安心サポートネット文化の定着、徹底を図っていきます。

高齢者、障がい者の方の諸問題に関する無料相談会を毎月開催並びに事務所において常時無料相談を受け付けています。相談会では徹底して相談者の話を伺い、安心した生活のために解決策を提案しています。今後は施設等、必要とされている方の近くに向き、相談を受ける等充実を図っていきます。

一方、安心サポートネットの森山理事長により後見人等の指導監督及び適正・迅速な後見事務処理のため「後見実務とその指導監督システム指針」の整備が精力的に行われ、ほぼ完成に近づきつつあります。私たちは毎月後見実務研究会でシステム指針を読み、協議

## 二、地域との協働

問題の検討等活発な議論を行い、より理解を深め、適正な後見事務が遂行できるように努めています。さらに、後見人等受任者、後見人等希望者が参加し、後見事務指導監督研究会を開催し、指導監督力の向上を図っています。

超高齢社会の到来を見据え、厚労省が平成二十三年度年度に創設した市民後見推進事業は、県内でも事業が開始され、昨年度は玉名市が九州看護福祉大に委託して実施された市民後見人育成研修に当法人も参画しました。今年度も、玉名市に加え、湯前町の事業にも講師を派遣しています。

今後も後見制度利用促進のため、自治体や関係団体と協力し、良質なサービスが提供できるよう、信頼される市民後見人の育成に取り組んでいきます。

## 三、安心サポートネット

### 文化の定着

「地域後見」を標榜している当法人が地域の皆さんの信頼をさら深め、発展を続けていくためには、安心

サポートネット文化の定着が不可欠です。では、安心サポートネット文化とはどのようなものか、以下に安心サポートネット森山理事長の言葉を借ります。

\*\*\*\*\*

安心サポートネット文化とは、会員全員が以下の4つの柱の事柄を学び、身に付けよき活動手法として創造する。そして、この文化にはたくさんの知恵や工夫が蓄積されて、よき伝統文化として醸成し、これを安心サポートネット内で受け継いでゆくとという意味である。「文化」の言葉にはその強い期待が込められている。

### ① 礼節

心のこもった挨拶が原点、次いで、感謝すべきことには素直に感謝の言葉を述べ、謝るべきことは直ちに陳謝する。このような、ごく当たり前の礼節の実践は簡単なようで、実に難しい。礼節が会員間に定着すれば、誰に対しても自然と礼節が重んじられ、地域の皆さんの好感と信頼につながるだろう。

② 思いやり

常に相手の気持ちや立場を考へることだが、相手が入る事柄だけでなく、相手の成長や充実した人生を願ひ、又は良い仕事ができるよう、「良薬は口に苦し」の視点からの助言、指導が重要である。また、核家族、高齢、無縁社会の悪弊を取り除くためには、思いやり相互助け合いの精神の涵養が重要な課題である。

③ 地域で助け合い活動ができる人材の育成

地域で助け合いができる人材を育て、そのリーダーシップで相互助け合い運動が活性化すれば、当法人も大きな飛躍が期待できる。

④ スピード感のあるサービス

人の身体と財産を預かって後見事務を処理する以上、当然のこと、地域住民の皆さんの信頼を得るには、迅速処理が生命であることを肝に銘じ、その実践に力を尽くすべきである。

地域後見の理念は、この安心サポートネットの文化が根付き、定着してこそ、その実現に二歩も三歩も近づくのではないかと。是非とも、安心サポートネットの文化を創造し、その定着を図りたい。

が地域住民の皆さんの信頼を深め、発展していくためには、私達ひとり、ひとりが、日々意識して、後見事務のなかで、実務研究会で、自然と親しむ会等あらゆる活動の場で、安心サポートネット文化の定着、徹底を図っていくことが不可欠であり、それ以外に方法は無いと考えます。

「地域後見の推進」

365歩のマーチ・

3歩進んで2歩さがる！

NPO法人成年後見安心サポートネット福岡

理事長 森山 彰



一、平成二十五年の福岡・熊本合同の親睦会は、「菊池溪谷の紅葉狩り」だった。この親睦会は、安心サポートネット熊本の「自然と親しむ会」が世話役となつて、十一月十七日（日）、福岡と熊本の本の安心サポートネットから総勢四十名の会員が参加、和気藹々のうちに行われた。

は、カラオケ、それに女形の日本舞踊が披露され、ラスト前では、熊本会員が「若者たち」の替え歌で、「安心サポートネットの歌」を合唱、最後は全会員による「365歩のマーチ」の大合唱で締めくくつて、今回も、親睦会は大盛況裡に終了した。世話役の皆さんのご労苦には、心から感謝しています。

「3歩進んで、2歩さがる」に連動して「花が咲く」の言葉をおり込んでいるのが心憎い。しかし、この作詞の内容は、戦争における立派な戦術訓にもなり、現代の企業競争における優れた経営訓でもある。更にいえば、当法人が当面する諸課題に対する処世訓でもある。

この親睦会の魅力ある場面は、岩瀬会員の手により安心サポート・グループのホームページに公開されているので、是非ともご覧いただきたい。

二、とこころで、「365歩のマーチ」は、軽快なテンポに勢いがあり、特に歌詞がよくて、私の大好きな歌である。その歌詞を我流で、平たく解釈すると、「幸せをつかむには、1歩、1歩着実に前進することが必要だが、適宜後退することも肝心である。苦境にくじけずに努力をしていけば、遂には、成功して栄えるようになるだろう！・・・という趣旨で、この歌の作詞家、星野哲郎は、真つ当な人生訓を歌ってヒットするのは、水前寺清子だけしかいないと思つて、作詞したものと思う。特に、

「これまで、当法人は、毎年この「地域後見」の実現を重点施策に掲げて努力してきた結果、ある程度の成果を収めることができた。その具体例が、①平成十八年以降、

当日はあいにくの小雨まじりだったが、赤と黄色の紅葉の綾なす色彩が、かえつて雨にもやる常緑葉に映えて、特別な風情が感じられ、印象深かった。それに菊池溪谷の青澄んだ清流が幾重にも岩盤にぶつつかかり、幾筋もの滝や水しぶきとなって流れる様は、さすがに熊本県下で有数の観光スポットだと感じ入った。紅葉狩り後は菊池温泉に向い、清流荘にて会食、その後

二、とこころで、「365歩のマーチ」は、軽快なテンポに勢いがあり、特に歌詞がよくて、私の大好きな歌である。その歌詞を我流で、平たく解釈すると、「幸せをつかむには、1歩、1歩着実に前進することが必要だが、適宜後退することも肝心である。苦境にくじけずに努力をしていけば、遂には、成功して栄えるようになるだろう！・・・という趣旨で、この歌の作詞家、星野哲郎は、真つ当な人生訓を歌ってヒットするのは、水前寺清子だけしかいないと思つて、作詞したものと思う。特に、

毎年のごとく、「市民後見人育成研修」を実施してきたため、多数の後見人をはじめ、関連分野で活躍する多くの人材を育成できたこと、②、厚労省の市民後見人養成研修の受託もできたこと。そして、③最大の成果は、熊本に当法人と同じ事業目的をもったNPO法人を設立できたこと、等である。

四、しかし、その反面、この拡大路線の結果、業務範囲が当法人の実力以上に拡がり、それに業務処理能力や人材の育成が追いつかないという「ひずみ」を生じたことも否定できない。また、そのために、地域住民のニーズに十分対応できない弱点も露見した。

それでは、この状態を改善するために必須の方策とは何か？その回答は、「3歩進んで、2歩さがる」の方策である。この一種の停滞期間で最も力を入れて取り組むべきことは、人材の育成と新しいニーズに 대응することのできる組織づくりだろう。

人材の育成で、手っ取り早い方法は、「後見実務と指導監督システム指針」の習熟

と豊富な経験によるノウハウの修得であるが、「人材育成（ローマ）は一朝にしてならず！」これには研鑽の積み重ねが必要である。また、一方の組織づくりでも、現在の組織を如何に業務拡大に適合した創造性と弾力性に富む組織に作り変えるかが課題となるから、行き着く先は、やはり多様な人材育成、即ち、新組織を支える経営マインド、強いリーダーシップ、創造力、実行力、調整力等の優れた多様な分野の人材育成ということになる。

今後、更に一層当法人が飛躍して、地域住民のニーズに対応していくためには、ここ暫く、3歩前進・2歩後退の精神をもって、しっかりと人材育成に取り組んで、基礎固めをし、足腰のしつかりした組織づくりをすることが必要だと痛感している。従って、会員各位に置かれても、この面での力強いご協力とご支援をお願いするだけでなく、会員各位が自ら自己の能力向上と啓発に積極的に取り組まれんことを心から期待している。

# 総会報告



平成二十五年四月二十七日 午後三時  
「熊本交通センターホテル」で正会員

三十二名参加（他・委任状提出十三名）のもと、第三回通常総会が開催されました。

総会では①「平成二十四年度事業報告について」②「平成二十五年度事業計画（案）について」③「プロジェクトチームの課題と編成（案）について」④「役員の改選について」⑤「当法人定款の一部改正について」の五議案が、選出された井芹議長の議事進行のもと、熱心な討議を経て全議案とも原案通り可決されました。

## 平成二十四年度活動報告

平成二十四年度は、「成年後見

制度の活性化」を実現するために以下三項目の重点目標を設定して事業の推進を図った。

### ① 市民後見人の指導監督ができる人材の育成

当法人の理事二〜三名を毎月、安心サポートネットグループの一員である安心サポートネット福岡が主催する後見実務研究会に派遣、研鑽を積み重ね、その成果を、当法人が行う後見実務研究会で発表し広く会員の能力向上に役立てている。

### ② 事件受託拡大と処理能力の向上

前年並みの実績で目標を下回り不本意な結果であった。実務処理能力の向上については、毎月行われる後見実務研究会や顧客相談会における様々な事例や受託案件の処理を通じて、処理能力は着実に向上してきている。

### ③ 地域後見の推進

地域後見の推進については、玉名市が九州看護福祉大学に委託して行った市民後見人育成事業において、当法人の会員六名が一〇時

間の講義を行うなど、地域後見の推進に貢献した。総体的にみると、平成二十四年度は計画した事業を概ね実施できた。これは安心サポートネット福岡からの様々な指導と援助が相まって実現できたものでもあり、今後も同グループとの連携を強め、さらなる事業推進に努めていきたい。

## 平成二十四年度事業収入状

当法人の当期の経常収益は、三百四十六万円（前年比二・六%増）、経常費用は二百六十一万円（前年比二・一%減）、当期経常増益、八十四万円（前年比二十%増）であった。なお、当期収益金から三十万円を来期に損害賠償準備金として積み立てることとした。その結果、来期は二百万円の前立残高になることから、設立三年を経て財務内容も徐々に安定化の方向にある。

平成二十五年度事業計画

平成二十五年度における重点目標は、平成二十四年度の事業推進の結果と地域住民のニーズ並びに成年後見制度を取り巻く環境の変化等を踏まえ、①「個人の尊厳の保持に関する理解の深化」、②「市民後見人の指導監督ができる人材の育成」③「事件受託拡大と処理能力の向上」と、④「地域後見の推進」を副次的な重点目標として長期的視野に立つてその実現を図りたい。

特に、ボランティアを視野に活動する当法人にとっては、福祉の原点である「個人の尊厳の保持」の意義を正しく理解したうえで諸活動を行うことが極めて重要であり、また、そのことが住民の信頼を得るための必須の要件である。したがって、本年度はその理解の深化に特に力を入れていきたい。

本年度役員の方々

- 理事長 猿渡 純雄
- 副理事長 土森 武典
- 理事 森山 彰
- 理事 宮田 房之
- 理事 種子田 司
- 理事 松田 留美子
- 理事 村上 泰幸
- 理事 北本 節代
- 理事 岩瀬 清治
- 監事 山本 直
- 監事 内村 直子

事件受託事業

事件受託状況は下記の「事件処理表」とおりです。事件受託件数は平成二十四年度に比較し、法定後見開始申立支援受託件数が減少しています。また、後見人等の受任に関しては累計で十一名です。

し、新会員の入会を促し、会の活性化を図る必要性が増してきており、あらゆる活動を通じて会員の確保、賛助会員の確保に努めたい。

安心サポートネット・グループ事件受託処理表 平成25年9月末日現在

等 事件種別	処理区分		本部受託		本部 会員受託		筑業出張所受託				出張所 会員受託		NPO熊本受託				熊本 会員受託		合計				
			本部処理		会員配分		法人受託		会員配分		会員処理		法人受託		会員配分		会員処理		既済		未済	計	
	既済	未済	既済	未済	既済	未済	既済	未済	既済	未済	既済	未済	既済	未済	既済	未済	既済	未済	既済	未済	既済	未済	計
第 1 種	遺産分割協議	1	1					1	2		1			1					2	5	7		
	公正証書遺言		2					1					1						2	2	4		
	法定後見開始申立	2	2					1	3		1			3			2		6	8	14		
	任意後見契約の締結	2	1					2	1				1						5	2	7		
	財産管理等契約の締結	2	1					2	1				1						5	2	7		
	任意後見監督人選任申立																		0	0	0		
	相続・表示等登記								2										2	0	2		
	遺言執行者		28						21		2			1	7				1	58	59		
	死後処理		23						17(2)						8				0	48(2)	48(2)		
	その他(講演等)							1	1	2	1			2	1				5	3	8		
合計	7	58	0	0	0	0	8	46(2)	4	4	1	0	6	20	0	0	2	0	28	128(2)	156(2)		
第 2 種	法定後見人受任		25(13)					6(5)						5(1)				3		9(13)	0	9(13)	
	後見監督人受任													1				1		2	0	2	
	任意後見人受任	1	31(2)					3(1)	14(2)	2				8				1	6(1)	54(4)	60(5)		
	任意後見監督人受任	1(1)						5(2)											6(3)	0	6(3)		
	財産管理等受任	2(1)	25(2)					3(1)	10(2)					7				1	6(2)	42(4)	48(6)		
	その他	13(1)	2	3(3)				8(2)	3(1)					1					28(7)	2	30(7)		
合計	42(16)	58(4)	9(8)	0	0	0	65(23)	24(4)	11(2)	0	0	0	7(1)	15	0	0	5	1	139(50)	98(8)	237(58)		

\*第2種( ) 書きは中途死亡、任期満了等の事由により年度途中で終了した件数で内数

無料相談事業

現在、熊本地区と玉名地区で「成年後見無料相談会」を開催しております。熊本市中心区上林町の法人事務所、常時無料相談を受け付けています。

各地区ごとに、以下のよう  
に開催しています。

【熊本地区】  
(開催日)

原則毎月第4木曜日、  
午前10時〜午後3時

(相談会場)

ウエルパルクまもと

◇猿渡理事長、森山理事ほか事件受託拡大チームの専門家が相談を受付けてます、また、熊日タウン・パケット、チラシ、新聞各社の短信欄等で広報しております。

なお、平成二十四年度九月より特別養護老人ホームあいこ(熊本市北区)においても毎月第一木曜日に相談会を開催しております。



【玉名地区】

(開催日)

原則奇数月の第2水曜日  
午前10時〜午後3時  
(相談会場)

玉名市文化センター

◇猿渡理事長ほか事件受託  
拡大チームメンバーが相談  
を受けています。玉名市広  
報、チラシ等で広報してい  
ます。

賛助会員募集の案内

① 賛助会員の要件  
安心サポートの設立の趣旨  
目的に賛同し、かつ、賛助  
会員としての義務を果たす  
ことにより、この法人を支  
援しようとする方なら誰で  
も、安心サポートの賛助会  
員になれます。

- ② 入会手続き  
入会希望者は入会申込書を  
理事長に提出してください。
- ③ 会費  
・ 団体 一口 金一万円、  
何口でも可

・ 個人 一人 金五千元

正会員募集の案内

① 正会員としての要件  
安心サポートの設立の趣旨、  
目的に賛同し、かつ、この法  
人の事業の実施に必要な専門  
的知識と技能を有する者、ま  
たは、その取得に意欲を燃や  
し、努力を惜しまない者であ  
ることが必要ですが、その要  
件を満足する方ならだれでも  
正会員になれます。

- なお、当法人の「設立趣旨書」、  
「定款」その他の基本情報は  
当法人のホームページをご覧  
ください。
- ② 入会手続き  
入会希望者は履歴書を添えて  
入会申込書を理事長に提出し  
てください。
- ③ 入会金、会費  
正会員の義務として総会で定  
める入会金と会費を納入しな  
ければなりません。
- 入会金 金1万円  
会費 金1万円(年額)



プロジェクトチーム  
からの報告

後見実務研究会運営

チームの活動  
正会員 種子田 司

実務研は、当法人発足以来  
毎月一回、ウエルパークまも  
とで、行われてきている。

時間は、午前一〇時から一  
二時まで約二時間、後見人と  
して必要な知識の習得に励ん  
でいる。研究問題四〜五問が  
一か月前に会員全員に送付さ  
れ、予習をしてきて解答を導  
き出すものだ。問題は実際に  
起きた事件を基に、当法人理  
事で安心サポートネット福岡  
の森山理事長が作成したもの  
だ。教材として、後見実務と  
その指導監督システム指針と  
いう参考資料を読みながら考  
えていく。問題はある面難し  
い。法的知識が必要だ。世  
の中はやはり法律で律せられ  
ており、特に民法の知識が土

台になっている。問題を解き  
ながら、後見に関わる仕事の  
難しさが理解できる。この後  
見に関わる仕事は、ボランテ  
ィアだからといっておろそか  
にはできないものだ。いつで  
も立派な後見人になれるよう  
にと真摯な努力を続けている  
会員が多いのもこの後見実務  
研究会の特徴だ。みなさん、  
会員になって勉強されてはい  
かがでしょうか。当法人は熱  
意ある会員を募集中です。

死後事務処理研究

チームの活動  
正会員 家入正樹

「終活」について考える

「死後事務研究会」として  
前年までの研究成果を踏まえ  
個別事案毎の「死後事務ワー  
クシート」の具体化に努める  
とともに、死後事務委任契約  
のある事案について任意後見  
開始前の担当者(見守り担当  
者)を個別に明示し、事案発生  
時の対応の具体化に努めるべ  
く着手した矢先、五月下旬当  
法人として初めての被後見人  
の死亡事案が発生し、その対  
応に多くの教訓を得ることが  
出来たと考える。

ある程度予測され状況で相  
続人との調整をしたとはいえ、  
相続人一名と当法人から三名  
でのプラスチックお棺での火  
葬、集骨にこれが被後見人の  
終活の締めかと考えさせられ  
ました。本事案への対応経験  
を踏まえ、死後事務研究会で  
検討し「死後事務への対処方  
法(案)」及び「死後事務に関  
する事前調査(案)」を作成し  
受託事案毎の「死後事務ワー  
クシート」を修正具体化し事  
案発生時への対応に万全を期  
するよう準備したいと考える。  
法人受託では、特に本部と  
職務担当者との意思疎通が重  
要と考える。このためには職  
務担当者の「後見日誌」及び  
見守り担当者の「見守り日誌」  
の死後事務ワークシート」へ  
の反映が重要であり、できる  
限り被後見人の意志(終活)を  
反映させた死後事務を遂行す  
べきと考える。

「見守り担当者」の接触によ  
り賛助会員に加入申し込み頂  
く、うれしい成果も発生して  
おり、今後の接触を密にして  
被後見人の終活の実現に取り  
組んで参りたいと考えている。



啓発宣伝推進

チームの活動

正会員 岩瀬清治

高度情報化社会といわれる今日、当法人の啓発宣伝についても従来型の媒体や手法にとらわれることなく、新たな視点からの取り組みが肝要です。

ホームページを始めとした電子媒体等の活用による効果的な啓発宣伝方策等について安心サポートネット福岡と一緒に調査研究してきましたが、今年度も継続して調査研究する計画です。当法人のイメージをどのように伝えるか大変やり甲斐のある仕事です。

皆さんの積極的な参加をお待ちします。今年度活動の主なものは三つあります。

一つは「安心の広場くまもと」(広報誌)の作成、二つは「高齢者、障がい者の安心を追求する」(広報パンフレット)を作成しました。三つは「安心サポートネットグループ」のホームページページ <http://anshin-net.jp> を作成しました。これにより熊本と福岡の情報の共有が図られました。

左はトップページです。  
<http://anshin-net.jp>



自然と親しむ会企画

正会員 福本寿太郎

チームの活動

「安心サポートネット熊本」の六チームの中で活動回数は少ないですが、毎回十名から二十名程度、参加していただき、和やかな雰囲気で行っており、メンバーの方で毎回参加していたらいい方も多数おられます。



自然観察会やウォーク・ラリー、熊本城マラソン大会のボランティア活動等、十一月には福岡との合同企画「菊池溪谷紅葉狩り」を行いました。(紅葉、温泉、お酒付き)

自然と親しむ会の立ち位置は、「自然への気づき・五感」を大切に考えております。五感(見る、聞く、嗅ぐ、味う、触る)。「きれいな木々や水に触れ、美味しいものを味わい、季節の匂いを嗅ぎ、自然の音を聞き、素晴らしい景色を眺望する」如何でしょうか。私たちは、人のお役に立つため、明るく・健康・笑顔をモットーに「川の流れるように」素

直な心で日々研鑽しております。

会員報告

後見の現場から

地域後見の推進に向けて

正会員 井上秋利

所等を指定して種々の推進策が講ぜられていきます。特に、成年後見人等に報酬を支払うことで生活保護法の被保護者となる者に対しては、家庭裁判所が決定した報酬額の範囲内で上限を定めた助成金を支給しています。

本会に入会して3年余、本会の今後の発展について考えるとき、年度計画の重点目標にある「地域後見」の推進、中でも、地域助け合いを目的とする諸団体との連携、行政との協働体制の構築こそが重要な位置づけになってくると思います。そのためには、会員が所属する地域の行政機関との連携を強化して、本会の認知度を高めて行く必要があると思います。

後見制度利用につながると思われる施策では、社会福祉協議会を通じた月1回の専門職による成年後見相談会、年間4回の「福祉だより」の発行、ふれあい福祉相談所の開設、一人暮らし高齢者に対する友愛訪問(見守り)、地域福祉権利擁護事業の利用推進等、きめ細かな施策が講ぜられています。

私が居住する宇土市における成年後見制度に対する取り組みは、市長による審判請求手続き等に関する取扱要綱制定、これに基づく制度利用支援事業実施要綱を定め、市長に対する審判請求者として、民生委員、日常生活援助者のほか、社会福祉法人、老人福祉施設、介護保険施設、障害者支援施設、医療機関、保健

私は、ふれあい福祉相談所の専門相談員、友愛訪問員及び地域福祉権利擁護事業の支援員として市の施策や社会福祉協議会の事業に関わっています。対象者の中には、被補助人、被保佐人、被後見人の一歩手前あるいは同等と実感できる方がおられます。地域福祉権利擁護事業対象者のうち後見制度へ移行された方も数人おられます。市長による審判請求事案のこれらの後見人はほとんどが専門職後見

人であり、市民後見人は皆無の状況です。専門職後見人が多いのは、市長による審判請求の要請において、専門的知識を要するような困難な案件が多いこと、また、本人が財産を保有している場合、「財産管理のできる後見人」という要望が多く、財産管理、即、調査や登記等のイメージがあり、専門職後見人を候補者とするためと思われます。

成年後見制度は、三つの基本理念である①自己決定の尊重、②残存能力の活用、③ノーマライゼーション、これらを本人保護の理念と調和させた柔軟かつ弾力的な利用しやすい制度を目標としています。

社会福祉との関わりの中で相談を受けて感じることは、当然ながら事案ごとに状況が異なり、画一的な処方箋はないと言ふことです。一人で多くの対象者を抱えて財産管理に重点をおいている専門職後見人に比し、市民後見人団体である本会は、ボランティアを前提として各方面の多才な人材を擁し、財産管理はもとより身上監護にもきめ細かな配慮をし、会員の中から適任者を指定するマン・ツー・マ

ン体制による本人保護の対応を標榜しています。

本会は、行政へのアプローチという点では専門職団体に比して後発ですが、本人保護のための柔軟対応や小回りの利く本会の特性等をアピールしていけば認知度も高まっていくのではないのでしょうか。

これからも、地域福祉との関わりの中で、機会あるごとに、地域助け合いを目的とする諸団体や行政との連携を維持・発展させ、本会の認知度を高めることに貢献できればと思っています。

### 少子高齢化が進捗する

#### 中での後見制度について

#### 正会員 両角順一郎

熊本県の平成二十四年十月一日現在の人口は、百八十七万人で、死亡者が出生者を上回る自然減や県外転出超過により、五年前に比べ二万人以上が減少している。

このような中で、熊本市や近郊市町村では逆に増加しており、特に五年前に熊本市に編入された富合町は、九州新幹線全線の開通に伴って車両基地が置かれたことから、周辺地域の分譲住宅やアパート

の建設は今でも止まるところを知らず、同町の人口は、この五年で十五%も伸びている。しかも若年世帯による人口増加が目立つ。

ここから何が見えてくるのか。地元では雇用がないため都市部で暮らす子供たちと、過疎地域でひっそりと暮らす高齢の親たちといった核家族の構図が浮かび上がってくる。

団塊世代の人たちも、いまや六十代後半に差しかかっており、これからは高齢化がさらに進化するとは間違いない。それはとりもなおさず判断能力を失ってしまい、誰かから手を差し伸べてもらわなければならない安全、安心に生きていくことのできない人々が増えます。

我が国における成年後見制度は、二〇〇〇年に施行されてから十三年経つが、諸外国の中でもドイツは、八年遡ることの一九九二年である。

法定後見の利用(申立)件数に關し、一説には日本の約十二万件に対して、先進ドイツは十倍の約百二十万件と非常に高い数値だ。

日本の申立件数も年々増えてきているというものの、認

知高齢者が約七十万人もいることを勘案するとまだまだ低いといわざるをえない。

日本で成年後見の利用が進まない一因としては、市民の認知度が低いことに加えて、親族による申立人探しが難しい申請主義がネックになっている。対してドイツでは後見裁判所が職権で後見人を見つける職権主義が採られており、このようなシステムの違いによって活用度が大きく違ってくるのである。

後見人に対する医療同意といった部分を含めて、今後、成年後見制度がより良き方向に改善されることを期待する

一方で、熊本には安心サポートネット熊本という高齢者を手助けする団体があるのだということを、あらゆる媒体を駆使して広くアピールすることと、その前提条件として会

員が資質向上に向けて努力することが肝要である。

### 安心サポートネットに

#### 入会して

#### 正会員 村上 和代

私は平成二十四年度より入会しました。まだ後見人として

の活動はしておりませんが、毎月の研修会に参加し勉強しているところです。昨年、玉名市において「市民後見人養成研修」を受講し、安心サポートネット熊本の方が、講師として来られ存在を知りました。熊本市でも、数年前に養成研修があった時は、仕事上時間がとれなくて、諦めていたのですが、玉名市で受講できたのは本当に良かったと思います。

以前から、一人暮らしの方(高齢者・障がい者)は、自分のことが思うようにできなくなったら、生活はどうされるか気になっていました。恵まれない方、弱者は、どうしても世間の目から、どこかしら、遠ざけられているように思います。障がいのある方も高齢化していきます。障がい者福祉団体(知的・身障・精神)の講演会に、

参加した時に、成年後見人として活動されている専門家の方の話を聞きました。被後見人はそれなりの財産もあり、支払の心配ない方とのことでしたが、職権でたんたんと後見事務をこなしておられる様子に、それだけでいいのですか?、安心した生活を送るための身上監護はどうなっているのですか?という疑問が残りました。

権利擁護事業も、日常の金銭

管理だけと私は、そう受けとり  
ました。

市民後見人養成研修を受講  
し、支援が必要な方がその人ら  
しい暮らしが出来るよう、個人  
の尊厳の保持という理念をも  
って、身上監護を行うことが重  
要であると思いました。人とか  
かわる仕事、後見人の業務は、  
数学のように割り切れて解決  
できる問題ではないと思いま  
す。

利用者との信頼関係が大切  
と思います。毎月の後見実務研  
究会へ参加し勉強していきたく  
いと思っています。

私が活動するとき

大切にしていること

正会員 内村 直子

当法人の会員として活動を  
行うに当り、私には大切に  
して時折見返しているものが、  
三つあります。

一つ目は、平成二十一年四  
月二十五日(土)の熊日新聞  
『認知症や知的障害：財産管  
理など手助け 市民後見人  
県内初養成講座開催へ』の記  
事であり、二つ目が講座申込  
の際に提出した課題『成年後  
見制度に関する抱負』の原稿  
です。

抱負として「仕事柄成年後

見制度に多少の興味があり、  
受講して専門的な知識を身に  
つけ定年退職後の活動の場  
なり、少しでも人の役に立  
れば幸いだ。」と書いていま  
す。

三つ目は、養成講座受講を  
機に早期退職し、福祉の知識  
を身に付けたいと思いい大学の  
社会福祉学科に編入し、授業  
で提出した『自分史』のレポ  
ートです。

レポートには「これから何  
年生きる事ができるか分か  
らないが、自分以外の人のた  
めに、特に両親にできるだけ  
多くの時間を費やしていきたい  
い。それは人のためだけに  
なく自分も幸せになれること  
であると思えたからである。  
社会福祉を学び、制度や行政  
を知って活動することが、自  
分の老後の準備や目の前に迫  
っている両親の今後のことに  
繋がり、出会った人達の老後  
の不安に少しでもアドバイス  
が出来るようになれば幸い  
だ。」と書いています。当時「迷  
ったとき、初心を忘れそう  
なときのために、『自分史』を  
書いておくといいですよ。」と先  
生が仰っていました。

気が多くてやりたい事もまだ  
まだたくさんある私なので、

やらなければいけない事との  
時間の兼ね合いで気持ち焦  
って落ち着かない時などに  
返して方向修正を行っていま  
す。

講演会二題

正会員 猿渡純雄

①「高齢者・障がい者権利擁護の集い」

十一月二十二日(金)ホテ  
ル日航熊本にて、終末期の医  
療や介護のあり方に関して考  
えるシンポジウム「高齢者・  
障がい者権利擁護の集い」(日  
弁連主催)が開催され、聴講  
した。会場は満員の状況で、  
関心の高さを窺わせた。聴講  
者の中には面識のある包括支  
援センター職員もおられた。

基調講演は東大客員研究員  
で内科医の箕岡真子さんが  
「あなたが“いのち”の主人  
公」という題で、現在は本人  
の望まない過剰な延命治療が  
行われており、意思能力のあ  
るうちに自分の治療方針を決  
めておく「事前指示書」の重  
要性を訴えられた。

②「戸籍や住民票について」

例年、十二月の後見実務研  
究会は外部から講師を招いて  
講演会を行い、その後、忘年  
会となっているが、今年は十  
二月七日(土)開催した。熊本市  
の生涯学習「ふれあい講座」  
を利用し、中央区役所区民課  
の宮村課長補佐に「戸籍や住  
民票について」という題で講  
演をしていただいた。

当法人の業務においては、  
戸籍、住民票は不可欠で、こ  
れらの成り立ち、その内容、  
関係、更に請求のついでの話  
があり、質問も多数出され、  
今後の業務に大きく役立つ講  
演であった。

寄付者紹介 (敬称略)  
平成二十五年年二月  
〜平成二十五年十一月  
(受付月日順)  
ありがとうございました。

- 筑紫野市 森山 彰 二十一万九千円
- 熊本市 大見 成一 二万円
- 上益城郡益城町 (有) 三愛 二万六千円
- 熊本市 渡邊 京子 二十万円
- 熊本市 荒木 綱子 十万五千円
- 熊本市 両角 順一郎 一万円
- 玉名市 匿名 三万円
- 熊本市 松尾ハツコ 一万円
- 熊本市 稲生 フミ子 一万円
- 熊本市 米村 加津美 三千二百円
- 岩瀬 清治 六万円
- 玉名市 小計 六十四万八千二百円

(平成二十五年二月〜二月)

